西原村学童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

１　公募型プロポーザル実施の目的

　西原村の学童クラブの運営業務について、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者に業務委託することで、安全で安心な運営業務を実施するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的とする。

２　業務の概要

本公募は西原村学童クラブに関する次の案件を一括して実施する。

(1)　委託名

　ア　山西小星の子学童クラブ運営業務委託（以下「運営業務委託Ａ」という。）

　イ　山西小風の子学童クラブ運営業務委託（以下「運営業務委託Ｂ」という。）

　ウ　河原小学童クラブ運営業務委託（以下「運営業務委託Ｃ」という。）

(2)　業務内容

別紙「西原村学童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書で規定した委託する業務内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3)　委託期間

契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで

委託期間のうち契約締結日の翌日から令和７年３月３１日までを業務実施準備期間とし、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までを運営期間とする。

なお、業務実施準備期間内において、現委託事業者との業務引継ぎを実施すること。

(4)　委託金額

　　　上限額　２４，０００千円（非課税）

　　　各委託業務における委託料の額は以下の価格を上限額とする。

（内訳）

|  |  |
| --- | --- |
| 運営委託業務Ａ | ８，０００千円 |
| 運営委託業務Ｂ | ８，０００千円 |
| 運営委託業務Ｃ | ８，０００千円 |

　　　※ただし、利用料収入については別添「保護者負担金」のとおりとし、別途受託者が徴収し、運営業務にあてるものとする。

(5)　契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6)　その他

　ア　本業務は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第３項第２号に規定する第二種社会福祉事業で、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項に規定する消費税非課税事業に該当する。

　　イ　通常配置する職員に障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を加配した場合、加配職員の人件費分を別途委託契約する。この場合の上限額は１支援単位あたり２，０５９千円／年（令和６年度現在）とする。

　　ウ　放課後児童支援員や補助員等の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和４年１月の地域の賃金と比較して収入を引き上げるための措置を実施するための経費［常勤職員（非常勤職員は下記により常勤に換算して含める）１人あたり月額１１千円］を別途補助金として交付する。

　　※　金額については、熊本県の放課後児童健全育成事業等補助金交付要領に準ずる。

【常勤換算の計算方法】

(ｱ)　常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含める。

(ｲ)　非常勤職員については、１ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数で除して算出する。（小数点第２位を四捨五入）

３　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2)　 西原村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年4月1日告示第2号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(3)　国税及び地方税を滞納していないこと。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続又は民事再生（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続中でないこと。

(5)　法人格を有する非営利団体であり、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6)　県内に事務所等を有し、緊急時又は平時を問わず、迅速に対応ができること。

(7)　令和元年度以降の完了している業務実績のうち、次のいずれかの施設に係る管理運営実績を有していること。

　　　・児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第六条の二の二に定める事業を行う施設

　　　・児童福祉法第六条の三に定める事業を行う施設

　　　・児童福祉法第七条に定める事業を行う施設

・放課後児童健全育成事業所

　　　・認可保育所

　　　・認定こども園

　　　・幼稚園

　　　・放課後等デイサービス

　　　・児童館

　　　・上記のいずれかの施設に類する施設であり、村長が適当と認めるもの

４　事業選定の流れ

(1)　評価委員会の設置

　　　最優秀提案事業者の選定に当たり、西原村学童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(2)　一次審査及び二次審査の実施

　　　提案書の提出事業者が４者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位４者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

　　　なお、提案書の提出事業者が１者の場合でも、二次審査を行う。

(3)　契約締結までのスケジュール

　　　契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表１のとおり。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、西原村の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項各号に掲げる村の休日（以下「村の休日」という。）には、受付等を行わない。

　　　なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表１　契約締結までのスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 期日 |
| １ | プロポーザルの公表 | 令和６年　１０月２８日（月） |
| ２ | 説明会 | 令和６年　１１月１日（金） |
| ３ | 参加申出書等の受付 | 令和６年　１１月５日（火）から  令和６年　１１月２２日（金）まで |
| ４ | 提示資料に関する質疑の受付 | 令和６年　１０月２８日（月）から  令和６年　１１月１５日（金）まで |
| ５ | 質疑の回答 | 令和６年　１１月２２日（水）まで |
| ６ | 参加資格審査 | 令和６年　１１月下旬予定 |
| ７ | 提案書提出要請通知書の発送 | 令和６年　１１月下旬予定 |
| ８ | 提案書等の提出期限 | 令和６年　１２月１３日（金）まで |
| ９ | 評価委員会による一次審査（書類審査） | 令和６年　１２月下旬予定 |
| １０ | 一次審査通過者に対する二次審査参加依頼 | 令和６年　１２月下旬予定 |
| １１ | 評価委員会による二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和７年１月下旬予定 |
| １２ | 受託候補者の特定通知及び契約の締結 | 令和７年１月下旬予定 |

５　説明会

　本プロポーザルへの参加に当たり、事業内容について説明会を実施する。

　(1)　説明会

　　　日時　令和６年１１月１日（金）　午前９時３０分から

　　　場所　西原村役場（西原村大字小森3259番地）　大会議室

　(2)　参加希望者について

　　　参加者は１者につき２名以内とする。参加を希望する者は、令和６年１０月３１日（木）までに事務局（住民福祉課）に連絡すること。

６　参加申出について

　参加申出をする者は、公募型プロポーザル参加申出書（様式第１号）とともに下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

　なお、参加者は参加申出書の提出をもって、本募集要項等の記載内容に同意したものとする。

　また、参加資格確認の基準日は、公募型プロポーザル参加申出の提出期限とする。

　(1)　参加申出書及び添付書類（以下「参加申出書類」という。）

　　ア　公募型プロポーザル参加申出書（様式第１号）

　　イ　法人概要（パンフレット等の使用も可）

　　ウ　直近年度の決算書

　　エ　業務実績書

　　　令和２年度から令和６年度までの過去５年間の業務実績のうち、３（７）のいずれかの施設に係る管理運営業務を対象とする。業務実績書（任意様式）は、「発注機関名」、「契約期間」、「業務名・業務内容」及び「契約金額」を記載すること。

　　　なお、業務実績書には、提案者である法人の名称を記載しないこと。

　　オ　業務実績関連資料

　　　業務実績書に記載した業務内容が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。ただし、資料が１０件を超える場合は、直近の１０件とする。

　　　なお、業務実績書関連資料には、提案者である法人の名称を記載しないこと。

　　カ　業務実施体制調書

　　キ　納税証明書（参加申出書提出の日から３か月以内に発行された証明書で、令和６年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

７　質疑について

　(1)　質疑の受付

　　ア　受付期間

　　　令和６年１０月２８日（月）から令和６年１１月１５日（金）まで

　　イ　質疑の方法

　　　本業務について質問のある者は、事務局宛てメール又はＦＡＸにて別紙１「質問書」を送信、又は持参すること。送信に当たっては、表題を「西原村学童クラブ運営業務委託についての質疑」とすること。

　　　なお、質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

　(2)　質疑に関する回答

　　ア　回答予定日　令和６年１１月２２日（金）まで

　　イ　回答方法

　　　回答予定日までに質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページにて回答する。

　　　なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

８　参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等について

　(1)　参加資格の審査及び提案書の提出要請

　　提出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和６年１１月下旬までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第２号）及びプロポーザル参加要請書（様式第３号）を発送する予定である。

　(2)　辞退届の提出

　　参加申出書を提出した後又はプロポーザル参加要請書を受けた後に辞退する場合は、令和６年１１月１５日（金）までに、提出意思確認書（様式第５号）を提出すること。

９　提案書等の提出について

　(1)　提出書類

　　　プロポーザル参加要請書を受けた者は、下記の書類を提出すること。

　　　なお、添付書類には、提出者である法人の名称を記載しないこと。

　　ア　提案書（任意様式）１部（３０ページ以内）

　　イ　提案事項（任意様式、枚数制限なし）正本１部、副本７部

　　　　※次の事項については、必ず記載すること。

　　　　　・運営方針と理念

　　　　　・保育方針と保育内容

　　　　　・配慮が必要な児童の対応

　　　　　・児童虐待等への対応

　　　　　・支援員の確保と配置

　　　　　・支援員の採用基準と雇用条件

　　　　　・支援員の研修計画

　　　　　・事故防止策と事故発生時の対応

　　　　　・衛生管理

　　　　　・防災と防犯対策

　　　　　・個人情報保護

　　　　　・保護者との連携

　　　　　・苦情対応

　　　　　・学校や地域等との連携

　　　　　・業務開始までのスケジュール

　　ウ　見積書（任意様式）　１部

　　　　※見積に係る積算内訳書を別途送付すること（任意様式）。

　　　　※見積金額の積算に当たる費用分担は、別添仕様書（別表２）費用分担区分のとおりとする。

　　　　※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。

　　　(ｱ)　業務名称

　　　(ｲ)　提出者の所在地・名称・代表者名

　　　(ｳ)　見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

　(2)　提出期限及び提出方法

　　ア　提出期限

　　　　令和６年１２月１３日（金）までとする。持参の場合は村の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

　　イ　受付場所

　　　　事務局（住民福祉課）

１０　一次審査（提案書に基づく書類審査）

　　提案書の提出事業者がおおむね４者を超える場合には、参加申出書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。

　　なお、提案書の提出事業者が４者以下の場合には、二次審査において表２に関する項目を併せて評価する。

(1)　審査予定時期

　　令和６年１２月下旬予定

(2)　評価方法

　　評価委員会には提案者名を開示せず、表２の評価基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。

表２　一次審査の評価項目、評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 |
| 業務実績 | ・業務実績をどの程度有しているか。  ・業務実績において、本業務で期待する事業成果と類似する成果をどの程度挙げているか。 |
| 実施体制 | ・本業務を遂行するための体制を整え、幅広い知識や専門的ノウハウを有する者を複数配置しているか。 |

１１　二次審査（プレゼンテーション審査）

　　提案書の内容等について明瞭化するため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。

　　なお、提案書の提出事業者が１者の場合でも、二次審査を行う。

　(1)　日時

　　　令和７年１月下旬を予定する。正式な日時、場所及び実施方法は、改めて通知する。

　(2)　参加人数

　　　プレゼンテーション参加人数は３人までとし、提案書にて届け出た総括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席しなければならない。

　(3)　プレゼンテーションに要する時間

　　　おおむね５０分（説明約３０分、質疑応答約２０分）とする。ただし、提案者数に応じたプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

　(4)　プレゼンテーションに要する機材

　　　本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

　(5)　評価方法

　　　評価委員会には提案者を開示せず、表３の評価基準に基づき、実施体制及び提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、評価する。評価点は満点を１００点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第２位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。

　　表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価基準 |
| 専門技術力 | 運営方針 | ・放課後児童クラブの意義や児童の育成の考え方  ・放課後児童クラブの運営に係る業務 |
| 育成支援の内容 | ・児童の育成支援のための方策  ・放課後クラブの充実のための方策  ・配慮が必要な児童の対応（アレルギー、障がい児又は虐待への対応が必要な児童等） |
| 支援員の体制 | ・支援員等の確保に対する方策  ・支援員等の配置体制  ・支援員等の採用基準と雇用条件  ・支援員等の研修計画 |
| 安全管理体制 | ・児童の事故防止及び衛生管理の対策  ・災害及び不審者の侵入等非常時の対策  ・個人情報の取扱い |
| 保護者との連携及び苦情対応 | ・保護者との連携及び信頼関係の構築  ・保護者からの要望又は苦情への対応 |
| 関係機関との連携 | ・学校及び地域との連携及び信頼関係の構築 |

１２　受託候補者の特定等

　(1)　受託候補者特定方法

　　審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。西原村プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、評価委員会の技術評価を基に審査を行い、受託候補者を特定する。

　　　なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、「専門技術力」の評価が高い提案者とし、「専門技術力」の評価も同点の場合は、審査会の協議により決定する。ただし、合計評価点数が６０点未満であった場合は、最高評価点数獲得者であっても候補者として選定しないものとする。また、提案事業者が１者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の「技術評価に係る評価点数」の合計が６０点以上であれば受託候補者として特定する。

　　村長は、上記の評価委員会の審査を踏まえ、受託候補者を特定する。

(2)　審査結果等の通知及び公表

　　　村は、審査結果を参加者全員に速やかに結果通知書（様式第６号又は様式第７号）にて通知（令和６年１１月中旬予定）するとともに、受託候補者を村ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

　　　なお、電話による問い合わせには一切応じない。

１３　契約

１　契約手続

(1)　受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、結果通知書（様式第６号）を受領した後、速やかに、本村と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。

　(2)　上記（１）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約の方法により本村と特定者との間で契約を締結する。

１４　その他

(1)　費用負担

　　　本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2)　使用言語等

　　　本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語によるものとする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3)　提示資料の取扱い

　　　村から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4)　虚偽の取扱い

　　　村に提出する参加申出書、提案書等について、虚偽の記載をした場合には、当該参加申出書、提案書等を無効にするとともに、参加資格無効通知書（様式第５号）にて通知する。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5)　著作権

　　　参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、村がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。

　　　なお、村に提出した提案書等の返却は行わない。

　(6)　業務等の変更又は中止

財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により、本村は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本村は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

１５　担当課（提出先）

　　〒861-2492　熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259番地

　　　西原村　住民福祉課

　　　TEL：096-279-3113（直通）　FAX：096-279-3438